

京都市立翔鸞小学校「学校運営協議会」規約

＜目的＞

第1条 京都市教育委員会より「学校運営協議会」を設置する学校としての指定を受け、
これから新しい時代にふさわしい教育の実現に向け、学校の裁量権の拡大や地
域の住民及び保護者等の学校運営への参画などを進めることにより、学校と地域
住民等との双方向の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、
共に子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指す。

＜構成＞

第2条 地域の住民、保護者、学識経験者、公募委員及び校長が適当と認めた者から、
「学校運営協議会」を組織する。

＜理事＞

第3条 1 学校運営協議会の理事は、校長が推薦し、教育委員会が任命する。
2 理事の定数は、校長と協議の上、教育委員会が定める。
3 理事に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
4 理事は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。
5 教育委員会は、本人の申し出のほか、特別の事情があると思われると認め
られたときは、理事を解嘱することができる。

第4条 理事の任期は、任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の理事
の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様
とする。

＜顧問＞

第6条 1 学校運営協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、校長が任命する。

＜理事会＞

第7条 1 理事会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

第8条 1 会長は、校長と協議の上、理事会を招集し、教育計画・予算計画案、その他校長の求めに応じて必要事項について協議するものとする。

2 理事会は、学校の運営について、地域住民及び保護者等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

第9条 理事会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

＜企画推進委員＞

第10条 1 校長は、第8条第2項に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、企画推進委員を置くことができる。

2 企画推進委員は、校長が委嘱する。

3 校長は、本人の申し出のほか、特別の事情があると認めたときは、企画推進委員を解嘱することができる。

第11条 1 企画推進委員は、「学びを拓く」委員会、「心と体を育む」委員会、「安らぎを守る」委員会、及び理事会のもとに設置する「学校評価」委員会を構成

する。

- 2 理事は、各委員会の総括的な担当を行い、理事会での起案事項を反映させた活動になるよう助言する。

第12条 1 校長は、企画推進委員会の各委員会に、活動を推進するための部会を置くことができる。

- 2 「学びを拓く」委員会には、学び支援部会、読書活動部会を置く。
- 3 「心と体を育む」委員会には、スポーツ活動部会、伝統文化体験部会、ふれあい活動部会を置く。
- 4 「安らぎを守る」委員会には、子ども安全活動部会、環境整備部会を置く。
- 5 各部会に部長を置く。部長は部員の互選により選出する。
- 6 各部会は、それぞれのテーマに沿って協議し、企画立案を基に活動を推進していく。

＜その他＞

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

(附 則)

この要項は、平成20年3月24日から施行する。